

【名取市税よもやまばなし・第11回】

～今回は「令和6年度市民税・県民税の定額減税」のお話の第3弾(最終回)です～

～第1弾・第2弾は「名取市税よもやまばなし・第8回・第9回」をご覧ください～

タックス君： 今日また、時間をとってくれてありがとう。

税子さん： 今日は、どんな質問なのかしら。

タックス君： 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象に含まれるの？

税子さん： ええ、お見込のとおりよ

タックス君： 子どもが離れて暮らしていても扶養していれば、定額減税の対象になる？

税子さん： その子どもが、国内に居住している場合は対象。国外に居住している場合には対象外。
今回の定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても、国内に住所を有する方に限定されるの。

タックス君： 令和6年2月に名取市に引っ越してきた場合、名取市で市民税・県民税の定額減税の対象になる？

税子さん： 令和6年度の市民税・県民税は、原則として、令和6年1月1日時点で、住民登録のあった市区町村が課税を行い、その際に定額減税も行われるのよ。

タックス君： 令和6年2月に生まれた子どもは定額減税の加算対象となる？

税子さん： 加算対象にはならないわ。
定額減税額は令和6年度市民税・県民税の扶養親族数を元に加算額を算定するの。
だから、令和6年2月に生まれた子どもの場合は令和6年度市民税・県民税の扶養親族とならないから加算対象にはならないわ。

タックス君： わあ、かなり勉強になったよ。これからは僕がいろんな人に教えてあげるね。

税子さん： それは、いいことだね。頑張っってね。 (おわり)

令和6年度市民税・県民税の定額減税については、名取市ホームページにてもお知らせしています。

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/19713.html>

所得税の定額減税についてはこちらから 定額減税特設サイト(外部リンク)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

問 名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114